その他の資産の払戻による収入		1,301,880
施設費による収入		3,308,524,100
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 1,385,737,662
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△ 255,480,098
民間出えん金の受入による収入		613,499
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 254,866,599
Ⅳ　資金減少額		△ 666,228,150
Ⅴ　資金期首残高		6,312,386,260
Ⅵ　資金期末残高		5,646,158,110

（単位：円）

行政サービス実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
国立劇場公演等事業費	7,261,159,858		
新国立劇場公演等事業費	4,778,041,562		
基金助成事業費	6,001,735,585		
一般管理費	1,031,171,753		
財務費用	16,485,668		
雑損失	5,489,089		
固定資産除却損	277,176		
住民税	190,000	19,094,550,691	
⑵　（控除）自己収入等			
事業収入	△ 4,004,086,938		
受託事業収入	△ 38,727,644		
財産利用収入	△ 56,165,114		
資産見返寄附金戻入	△ 39,334,293		
財務収益	△ 186,213,313		
雑益	△ 82,912,191		
預り金時効収入	△ 46,149,650		
貸倒引当金戻入益	△ 80,633	△ 4,453,669,776	
業務費用合計			14,640,880,915
Ⅱ　損益外減価償却相当額			2,947,932,242
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			10,951,970
Ⅳ　引当外賞与見積額			△ 1,602,370
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			541,039,365
Ⅵ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	270,958,262		
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	2,829,247,509		3,100,205,771
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 190,000
Ⅷ　行政サービス実施コスト			21,239,217,893

重要な会計方針

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成22年10月25日改訂）」及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成22年11月最終改訂）」を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

すべての業務について費用進行基準を採用しております。

これは、主たる業務である伝統芸能の公開、伝承者の養成の性質上、予定された成果の達成度を定量的・客観的に把握することが困難であること及び業務実施の進捗度はコストの発生と必ずしも比例的でないこと、また、業務の実施と運営費交付金財源の執行状況は期間の経過に必ずしも対応していないことから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であるためであります。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13年～58年
構築物	10年～50年
機械装置	５年～15年
車両運搬具	２年～６年
工具器具備品	２年～19年

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の会計処理方法

⑴　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

文部科学省令第十五条第一号に係る経理区分（基金区分）のうち、自己財源により人件費をまかなっている職員については、職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（２年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

その他の区分（国立劇場区分及び新国立劇場区分）の役職員及び、基金区分のうち、運営費交付金により人件費をまかなっている職員については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付債務及び年金資産の見込額に基づく退職給付引当金の当該増加額を計上しております。